

各種手当の届け出は期間内に

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当・特別障害者手当などを受けている人は、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届(所得状況届)」の提出が必要です。手当を引き続き受ける要件の有無を確認するためです。提出がないと支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。届け出が必要な受給資格者の皆さんには、書類を送付します。現在手当を受けておらず、該当すると思われる人はご相談ください。

手当名	児童扶養手当	特別児童扶養手当															
届出期間	8月1日(火)～31日(木) ※日にちによって届出先が異なります。 該当の人には、別途ご案内します。	8月11日(金)～9月11日(月)															
制度内容	父のいない家庭の児童か実質的に父が不在の状態にある家庭の児童を監護する母か、母に代わって児童を養育している養育者に、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。 ただし、公的年金(遺族年金や障害年金など)受給の場合は、手当を受けることができません。受給資格者本人や同居扶養義務者の所得額などで、手当額が異なったり、全額停止になったりする場合もあります。	精神か身体に障害のある児童を家庭で監護、養育している人に、国が特別児童扶養手当を支給し、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。															
対象者	対象は、次のいずれかに該当する児童を養育している母か養育者です。 ▷父母が婚姻を解消(離婚)した児童 ▷父が一定の障害の状態にある児童 ▷父の生死が明らかでない児童 ▷父に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父が死亡した児童 ▷母が婚姻によらない(未婚)で出産した児童	20歳未満の精神か身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育している養育者に支給されます。 〈欠格要件〉 ▷児童が児童入所施設、社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷児童が障害を支給事由とする年金を受けることができるとき															
支給額	月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>41,720円</td> <td>9,850円～41,710円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>46,720円</td> <td>14,850円～46,710円</td> </tr> </tbody> </table> 以後児童が1人増すごとに3,000円加算	児童数	全部支給	一部支給	1人	41,720円	9,850円～41,710円	2人	46,720円	14,850円～46,710円	月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級(重度)</td> <td>50,750円</td> </tr> <tr> <td>2級(中度)</td> <td>33,800円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	手当	1級(重度)	50,750円	2級(中度)	33,800円
児童数	全部支給	一部支給															
1人	41,720円	9,850円～41,710円															
2人	46,720円	14,850円～46,710円															
種類	手当																
1級(重度)	50,750円																
2級(中度)	33,800円																
支給方法	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年4・8・12月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年4・8・12月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。															
問い合わせ先	市子育て支援課 児童母子係 ☎0869-26-5947	市福祉課 障害福祉係 ☎0869-26-5943															

届出先

- 市福祉事務所(ゆめトピア長船) 〒701-4264 瀬戸内市長船町土師277-4 ☎0869-26-8001
- 市牛窓支所保健福祉課 〒701-4392 瀬戸内市牛窓町牛窓4911 ☎0869-34-3433
- 市保健福祉部邑久分室 〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1 ☎0869-22-1810
- 市裳掛出張所 〒701-4501 瀬戸内市邑久町虫明534-2 ☎0869-25-0004

手当名	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当
届出期間	8月11日(金)～9月11日(月)	8月11日(金)～9月11日(月)	8月11日(金)～9月11日(月)
制度内容	精神か身体に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする状態の人に対して支給し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。	精神か身体に重度の障害があるため日常生活で常時介護を必要とする状態の児童に対して支給し、障害児の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。	改正法施行の際、福祉手当受給資格者で、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金も支給されない人に支給し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。
対象者	〈年齢〉20歳以上 〈障害程度〉 重度の障害を重複して有する人、これに準ずる程度の障害を有する人 〈欠格要件〉 ▷障害者が社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害者が病院・診療所に継続して3カ月を越えて入院するに至ったとき	〈年齢〉20歳未満 〈障害程度〉 重度の障害が1つ以上ある人 〈欠格要件〉 ▷障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害児が障害を支給事由とする年金を受けることができるとき	〈年齢〉20歳以上 〈欠格要件〉 ▷障害者が障害を支給事由とする年金を受けることができるとき ▷障害者が社会福祉入所施設などに入所しているとき ※現在、新規認定はありません。
支給額	月額26,440円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額14,380円 ※障害児本人、障害児を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額14,380円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。
支給方法	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。	支払いは、毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて支払います。
問い合わせ先	市福祉課 障害福祉係 ☎0869-26-5943		